三原市バスケットボール協会に関する要綱

(名称)

第1条 本協会は、三原市バスケットボール協会という。(以下「協会」という。)

(事務所)

第2条 協会の事務局は、事務局長の居住地又は勤務先に置く。

(目的)

第3条 三原市におけるバスケットボールの普及並びに選手の競技力向上及 び交流を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 協会は,前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) バスケットボールの普及を図ること。
 - (2) バスケットボールの技術指導及び審判指導研修会を実施すること。
 - (3) バスケットボールの大会を企画及び実施すること。
 - (4) その他協会の目的達成に必要な事業を行うこと。

(事業年度)

第5条 協会の事業年度(以下「年度」という。)は、暦年の4月1日に始まり、翌暦年3月31日をもって終わる。

(構成)

第6条 協会は、三原市内におけるバスケットボールに関する団体及び個人 をもって組織する。

(事業部)

- 第7条 協会に、次の各号に掲げる事業部を置く。
 - (1) 一般部
 - (2) 学童部
 - (3) 審判部
- 2 事業部には、部会長、副部会長を置く。
- 3 一般部は、クラブチームに関する業務を行う。
- 4 学童部は、ミニバスケットボールの普及及び振興等に関する業務を行う。
- 5 審判部は,試合における審判及び競技規則の周知等に関する業務を行う。

(役員)

- 第8条 協会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事長 1名
 - (4) 事務局長 1名
 - (6) 理事 若干名
 - (7) 監事 2名
- 2 役員の選出及び任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は、理事会において推薦し、協会を代表する。
 - (2) 副会長は、理事会において推薦する。副会長は、会長に事故があると

きはこれを代理する。

- (3) 理事長は、理事会で選出し、協会の運営を担当する。
- (4) 事務局長は、理事長が推薦し、協会事務を統括する。
- (5) 理事は,加盟団体から強化・普及,広報,審判,学童担当者として推薦する者及び学識経験者の中から選出し,会長が委嘱する。
- (6) 監事は、理事会において推薦する。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員としてふさわしくない行為のあった場合,又は,特別の事情がある場合は,その任務中であっても理事会の議決に基づき解任することができる。

(会議)

- 第10条 協会は,毎年1回定例理事会を開催し,協会の予算並びに事業計画 などを審議・決定する。
- 2 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき、召集することができる。
- 3 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・理事・事務局長で構成する。
- 4 理事会は、役員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席とみなす。また、理事会の議決は、出席者の過半数をもって定め、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計)

- 第11条 協会の会計(以下「会計」という。)は、事業年度ごとに次に掲げる歳入によって運営する。
 - (1) 登録会費
 - (2) 試合参加費
 - (3) その他の事業を行う際に必要に応じて徴収する費用
- 2 事務局は、会計の歳入歳出を、年度の終わりに登録クラブに報告しなければならない。
- 3 年度の終わりに会計に余剰金があるときは、翌年度に繰り越す。

(要綱の改正)

第12条 協会の規約は、理事会において出席者の3分の2以上の同意がなければ改正することができない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協会が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、2005年3月22日から適用する。
- 1 この要綱は、2005年9月16日から適用する。
- 2 第8条第1項第6号並びに第7号及び同条第2項第5号については、2 007年4月1日から適用する。